

# 血圧計導入促進助成事業実施要領

(公社) 福島県トラック協会

## 1. 目的

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

## 2. 助成対象者

福島県内会員で、中小企業事業者を対象とする。

入会后6ヶ月以上経過した会員で、会費の未納がないこと。

※中小企業事業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 3. 助成対象機器

助成対象とする血圧計は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする。

（中古品を除く）

## 4. 助成実施期間

令和3年4月1日より令和4年2月28日までとする。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

## 5. 助成予算額

1,400,000円

## 6. 助成金額

交付する助成金は、1台につき70,000円で、1事業者あたり2台までとする。

※ 国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合、助成の対象としない。

## 7. 助成金の請求

会員は「血圧計導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に請求書、請求明細書及び領収書の写し、事業報告書の事業概況報告書の写しを添付して協会に提出する。

## 8. 提出期限

助成金交付申請書の提出期限を令和4年2月28日までとする。

## 9. 交付金の交付

協会は、助成事業実施報告書（助成金申請書）等の内容を審査し、適正と認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

## 10. 実施日

令和3年4月1日から実施する。